

県・市町村新型コロナウイルスワクチン接種連絡協議会設置要領

(目的)

第1 愛知県、保健所及び市町村が相互に連絡、協議し、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑かつ確実に実施することを目的として、県・市町村新型コロナウイルスワクチン接種連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(構成員)

第2 協議会の構成員は、愛知県、保健所及び市町村の新型コロナウイルスワクチン接種業務を担当する課室長とする。

(協議会の役割)

第3 協議会では、愛知県、保健所及び市町村間で新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報を共有するとともに、ワクチン接種のために必要な事項について実務的な調整を行うものとする。

(協議会の開催)

第4 愛知県感染症対策局感染症対策課ワクチン接種体制整備室長が構成員を招集する。

なお、必要に応じ、協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5 協議会の事務局は、愛知県感染症対策局感染症対策課ワクチン接種体制整備室に置く。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年1月27日から施行する。